

教育委員会 外部評価委員会の評価結果(平成26年度分)の公表

外部評価委員会は、「平成27年度日高町教育委員会事務事業評価報告書(平成26年度分)及び平成26年度事務事業評価表」を基に、教育委員会事務局の報告を受け、質疑等を行い協議した結果について、以下のように総評する。

学校教育では、町内各校において教育目標達成のために、児童生徒の実態を把握して研究主題を設定し、学力・体力の向上等、課題解決に向けた特色ある教育活動が進められている。

すべての教育活動を通して個に応じた学習及び生活指導の充実を図り、支援を要する児童生徒一人ひとりの力を伸ばすために、本年度も学校支援員を9名に増員配置できたことは、各校の特別支援教育を充実・発展させ、大きな教育成果を上げている。

また、就学指導については、幼児期からの対応が大切であり、保育所、小・中学校、健康福祉関係機関、教育委員会等の連携を密にした取組を進められたい。

学習環境の整備については、財政状況が厳しい中にも各学校の要望を精査し、整備充実に努めている。特に、学校の空調設備は、平成25年度に3小学校に整備され、児童生徒の健康に配慮した快適な学習環境が町内すべての学校に完備された。

また、内原小学校では便所棟の新設、旧校舎内外の大規模改修工事が施工され、落ち着いた学習環境が整備された。

今後、快適な教育環境の中で、町内各校が特色ある教育活動を推進し、児童生徒一人ひとりが確かな学力を身に付け、未来社会の形成者としての生きる力を育むために、地域社会の支援のもと、家庭・学校・教育委員会の連携を密にした協働実践を推進されたい。

社会教育では、生涯学習振興の観点から、日高町の特徴を生かした事業が実施されている。

本町の人口は、増加傾向で推移し、年少人口比率は全国平均を上回って

いるが、少子化・核家族化が進み、住民意識の多様化等、社会情勢の変化に伴う家庭や地域の教育力、組織力の弱さに課題が見られる。町内各地域に組織された団体数の減少とともに、町組織に加入する団体を維持することも難しく、地域の組織や各団体の活動状況は活発であると言えない。このような状況を改善するため、教育委員会は地域の実態把握に努め、現在活動している地域団体活動を支援することは勿論、住民意識の変容を図り、新たな団体の組織作りや自主活動の発展を促す取組が必要と考える。

また、教育委員会が主催する生涯学習班主管事業及び公民館実施事業の内容、成果や課題について分析することが大切である。教育委員会事業の推進にあたり、社会教育諮問機関や関係団体との協議を深め、家庭や地域の教育力の向上、積極的な地域活動の活性化に向けた働きかけや地域の特性を生かした創意工夫ある事業展開を考えていかなければならない。

総評のまとめとして、教育委員会が日高町の教育を振興し、充実・発展させるために、住民のニーズに対応した多様な事業展開に努めていることは評価できる。

教育委員会は、学校教育の推進を管轄し、教育委員会所管事業や事務内容の多様化に対応した事務執行に努めている。また、2015年の国わかやま国体ホッケー競技大会開催事務局として、大会の円滑な運営と国体開催の成功に向けた取組を推進している。平成26年度は、2014全日本社会人ホッケー選手権大会を紀の国わかやま国体ホッケー競技リハール大会として開催し、成功裡に大会を終えることができた。

平成27年度の「紀の国わかやま国体ホッケー競技大会」の本大会成功に向けた取組を推進していかなければならない。

教育委員会主管事業を実施、振興させるためには、学校及び教育委員会の職員体制づくりが、最も重要であると考えられる。学校教育、教育委員会行政機能を充実させるために、県及び町当局と人員配置や事業予算等について協議され、日高町の教育活動が活発に展開し、推進されることを望むものである。

【お問い合わせ先】教育委員会 教育課(☎63・2038)



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

**11月11日～17日は
「税をさえる週間」**

この機会に、税金についてお気軽にご相談ください。

■税理士による無料相談所の開催

【とき】 11月13日(金)

10時～16時

【場所】 オークワロマンシティ

1階エレベーターホール前

**税金のしくみを正しく理解すると
抽選で賞品が当たる!**

■応募用紙設置場所

御坊納税協会、御坊税務署、御坊市役所・日高郡内町役場税務課

■応募対象者

御坊市内または日高郡内に在住・在学の方

■応募期間

11月1日(日)～17日(火)

■応募方法

応募ハガキを御坊納税協会へ郵送するか、御坊税務署、御坊市役所・日高郡内町役場税務課窓口にて提出してください。

■郵送先

〒644・0002

御坊市蘭419番地9

御坊納税協会

**「転出される方へ」
バイクや軽自動車の
名義変更・廃車手続きを
お忘れなく**

**バイクを
お持ちの場合**

町外へ転出される方で、お持ちのバイクを転出先でも使用される場合や、お持ちのバイクを町内の方が使用される場合は、必ず税務課で手続きを行ってください。(※)



— 税務署からのお知らせ —

☆年末調整説明会を開催します☆

平成27年分の年末調整説明会を下記のとおり開催します。

日 時	会 場
平成27年11月24日(火) 13:30～15:30	紀州農協アグリセンターみなべ
平成27年11月26日(木) 13:30～15:30	御坊市民文化会館

☆源泉所得税を納付されている 事業所等のみなさまへ☆

— 『ダイレクト納付』を利用してみませんか! —

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時または期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。

【お問い合わせ先】

御坊税務署 管理運営部門

(☎22・0697)

※(125CC以下のバイクは税務課で、125CC超のバイクは和歌山運輸支局での手続きになります)

に車検証の住所変更の手続きを軽自動車検査協会で行ってください。

軽自動車を お持ちの場合

町外へ転出される方で、お持ちの軽自動車を転出先でも使用される場合は、住所変更後15日以内

※なお、既にバイク・軽自動車を所有していても廃車手続きをしないと軽自動車税が課税されますので、お心当たりの方は税務課にご相談ください。